十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十八年六月十七日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十八年六月十七日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十八年六月二十一日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（二十年）（第百三十二回）	一・七％	平成四十三年十二月二十日	五十五億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十三回）	一・八％	平成四十三年十二月二十日	百八十億円
利付国庫債券（二十年）（第百三十四回）	一・八％	平成四十四年三月二十日	二十六億円
利付国庫債券（二十年）（第百五十二回）	一・二％	平成四十七年三月二十日	十三億円
利付国庫債券（二十年）（第百五十五回）	一・〇％	平成四十七年十二月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第十九回）	二・三％	平成四十七年六月二十日	十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十回）	二・五％	平成四十七年九月二十日	四十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十二回）	二・五％	平成四十八年三月二十日	三百二十五億円
利付国庫債券（三十年）（第二十三回）	二・五％	平成四十八年六月二十日	十六億円
利付国庫債券（三十年）（第二十八回）	二・五％	平成五十年三月二十日	六十六億円
利付国庫債券（三十年）（第三十回）	二・三％	平成五十一年三月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十二回）	二・三％	平成五十二年三月二十日	百十六億円
利付国庫債券（三十年）（第三十五回）	二・〇％	平成五十三年九月二十日	六十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十六回）	二・〇％	平成五十四年三月二十日	十一億円
利付国庫債券（三十年）（第三十七回）	一・九％	平成五十四年九月二十日	五百十一億円
利付国庫債券（三十年）（第三十八回）	一・八％	平成五十五年三月二十日	二十億円
利付国庫債券（三十年）（第三十九回）	一・九％	平成五十五年六月二十日	四十六億円
利付国庫債券（三十年）（第四十四回）	一・七％	平成五十六年九月二十日	二十五億円
利付国庫債券（三十年）（第四十五回）	一・五％	平成五十六年十二月二十日	八百四十六億円
利付国庫債券（三十年）（第四十六回）	一・五％	平成五十七年三月二十日	二十六億円
利付国庫債券（三十年）（第四十九回）	一・四％	平成五十七年十二月二十日	百億円
利付国庫債券（四十年）（第一回）	二・四％	平成六十年三月二十日	二億円
利付国庫債券（四十年）（第三回）	二・二％	平成六十二年三月二十日	六億円
利付国庫債券（四十年）（第四回）	二・二％	平成六十三年三月二十日	四百七十五億円
利付国庫債券（四十年）（第五回）	二・〇％	平成六十四年三月二十日	四十四億円
利付国庫債券（四十年）（第六回）	一・九％	平成六十五年三月二十日	三百六十八億円
利付国庫債券（四十年）（第七回）	一・七％	平成六十六年三月二十日	八十八億円
利付国庫債券（四十年）（第八回）	一・四％	平成六十七年三月二十日	四百七十七億円

○財務省告示第二百十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年六月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年七月七日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第三百十五回、第三百十六回、第三百十七回、第三百十八回、第三百十九回、第三百二十回、第三百二十二回、第三百二十四回、第三百二十五回、第三百二十六回及び第三百二十九回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十一回、第六十八回、第七十三回、第七十四回、第七十八回、第八十三回、第八十八回、第八十九回、第九十一回、第九十二回及び第百三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。